

## 議 事 録

昭和47年7月27日開催は周陽地区西医師会と周陽地区  
 社会保険協議会との懇談会において協議決定を見る  
 確認事項は次の通り

## ① 西医師会より申入れのあった協議事項

## 1. 継続療養について

資格喪失の事実を知ることが療養担当者にとっては困難で  
 ある一方継続療養に関する知識不十分が怠慢の原因となり  
 無資格治療と云いかさる。此の点教育をお願しい  
 又資格喪失後何日か遅れても速やかに継続療養申請書  
 を受理してもらうかどうか

※ 被保険者の退院時には各組会より継続療養について説明  
 し遺憾のないよう努めているが周知訓令事項であるかと思  
 う。今後は一層徹底を期し、又喪失後の継続療養の申請  
 に当たっては施行規則に基き10日以内の提出を原則として  
 許可しているが遅延した場合は事情によっては理由書の  
 提出を求めて認定することがある。

## 2. 被保険者証について

被保険者について住所欄に記入のないものがあるため記入方  
 を指導願いたい

※ 保険者により自書すよう指導しているが徹底しない向も  
 あるので徹底すよう指導す

## 3. 過誤調整について

過誤調整については医師側のミスと患者側のミスがあり  
 いると思われ、調整内容を分類したものがあれば

ご教示願いたい。

※ 日新製鋼健保組合の最近の過誤調整の実績によつて資格上の過誤5%、固定点数の誤り19%、資格喪失後の受診15%などが正になっておる。以上の説明に医療側も納得される。又特に過誤事後審査は健保組合の経営努力としてのメリットで、保険課が常に事後審査を実施する様指導を受けている事をつけて説明がある。

#### 4. 附加給付について

10. Ⅰ. 医療内容は医学的見地に基づくものであるべきではあるが一方では特に長期療養の場合、患者の経済状態と考慮に入らなければならぬ事が少なくない。附加給付の割合は健保組合によって異なると思ふが、その考慮に資するためご教示願いたい。

Ⅱ. 附加給付を受けらるる受給申請者の提出を求めている組合があるが、患者がその金額不明のためその記入を医療機関に依頼して来る例がある。若し保険給付外の出費(容器代、室料)などについて附加給付が行制なのである、これらの給付外出費の附加給付は行制ならばその附加給付額の算定はレポートより可成と思ふが如何でしょう。

20. ※ Ⅰ. 各組合の附加給付についてはそれぞれ各組合の報告から

※ Ⅱ. 附加給付(家族療養附加金)の請求も行っているのは日新製鋼健保組合のみである。附加給付の範囲は保険性で示される特定の療養給付に必要な費用のみである。請求の実施については常に医療機関にご迷惑をおかけしてはが結核予防法、老人医療検診等一部の費用負担との実際もありレポートよりそのまゝ附加給付をすることが適当でない場合も多い。又一方では被保険者に対する保険意識の昇場などの指導目的もあり、決して保険給付受診抑制等ではない。日新健保組合では被保険者に「家族の医療費支払記録簿」

交付し常に記録に置いて申請の際に医療機関の連絡と  
かけない教育しているが、充分な字引でない面ありて  
より一層周知指導す

尚、周陽地における家族療養附加給の請求は日新建保  
組合のみであり、被保険者や、医療機関などにも種々意見  
も伺っており今後検討したいと考えては以上了承を得た

5、被保険者証の取扱について

- 1、被保険者証を所持しないで来診した時は自費診療となる  
こと、後で被保険者証を所持しても返金しない事になり  
いた事をよくお知らせ願いたい。
- 2、記号、番号等の申出は受けけない
- 3、被保険者証の切替之時、又は出生等の為被保険者証  
の書換之中には、被保険者を証明する書類を携うこと  
による教育願いたい。
- 4、被保険者証を提示は金券と同様に重要、貴重である  
事を教育願いたい。

\*1、2、受診の際に被保険者証を提示する事は周知の通りであり  
常に教育しているが、一部の遵守しない者がいる為、連絡  
を付けているが、被保険者証を提出しないまま受診することは  
後日いろいろ問題が起きる事が多いので医療機関では未提出  
で受診したとする者があつた場合は各組合に資格の確認と  
お願いしたい。又被保険者証は喪失や毀損、又は医療機関  
に換けたままで治療に返却を受けない場合もあるため今後  
被保険者教育を徹底す。医療機関では被保険者証を  
6ヶ月おきの受診時必ず存在している場合は各組合にその旨  
連絡に願いたい。

以上1、2の事項の説明については上記に被保険者  
教育の徹底と医療機関の協力を得る事とする

- ※ハ、被保険者証の書換え中や、急患等による受診の際には申出により資格証明書を発行しており、今後共医療機関に迷惑のかからない様指導す。
- ※ニ、重ねて被保険者教育をす。

### 6. 治療について

- イ、2つ以上の医療機関に同時にかつている事がある  
どう処理しようよいか、
- ロ、老人医療が施行されるに当り(先)の印と請求明細書に押したる場合の事後処理について迷惑のかからない様  
にしたい、
- ハ、出生時の新生児の病気は健康保険で出来るか、即ち被保険者証に記入される期日におて自費か、保険扱いか  
困る事がある。その処理方法についてご教示願いたい、
- ※イ、受診に関する教育は被保険者に充分周知を因つて  
います。一部に持病神経質の者や乳幼時の受診に  
つて同一疾病による併行診療が見受けられる被保険者  
としては発見の都度、受診指導を行つていながら医療機関  
に於ては直教し指導される様ご指導をお願いしたい
- ※ロ、セプト(先)印の押したる件については被保険者としては  
何れの処置も出来ませんので捺印をお忘れな様ご留意  
願いたい、押したる場合は患者が自ら償還請求を  
行使し交付を受け様指導願いたい、この場合は  
診療に関し被保険者の証明書を添付し、市町村  
社会課又は福祉係に請求し償還を受け事が出来る
- ※ハ、出生児や結婚等による異動については被扶養者届  
の提出が時間的に遅れる場合が多い。此らにつ  
ては出生、結婚等その事実のあつた日を以つて別及  
びて認定しておりますのでご了承願いたい

但、結婚による場合は必ずしも100%被扶養者として認定出来ない場合が多い。これは所得制限などによって各組合のそれぞれの認定基準に相異があるので受診する場合はその取扱について所属組合の確認を得て処理して頂きたい。

⑤ 健保組合への申入事項

1. 附加給付の算出困難のため公費負担のあるセプトにはその旨はわかり明示願いたい。規定により国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があった時はその額を控除して計算し附加給付が支給されることになっているので結核予防法、精神衛生法等公費負担のある場合はわかり明示願いたい。

\* 医師会側は以上について承認される

15

2. 交通事故による保険診療の取扱について

1. 交通事故による患者と取扱った医療機関は文書又は電話でその患者が所属する健保組合に連絡して頂きたい。この場合被害加害の別、健康保険、自賠保等の使用の何れを問わずご連絡願いたい。
2. 医療機関は患者が被保険者証の使用を申出た時は交通事故である疾病についても健康保険扱いとすること

\* 1. この件については医療側の同意を得て連絡をして頂くこととなる

\* 2. 被保険者証の使用については種々のご意見もあつた。着議される結果医師会側の同意があつた

2. 医療機関は交通事故に係るレポートには交通事故である旨はつきり明示してほしい

\* 医療側より協力を約された

5. 上記の事項については慎重に審議され西医師会と健保組合間において同意に達した

よって以上の決定事項についてそれぞれ当該会員の周知徹底を図るものとして本武通を作成し署名捺印の上各々その巻通を保有する

10

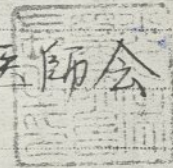
昭和47年4月20日

光市、下松市、徳山市医師会

光市、下松市、徳山市歯科医師会

代表幹事

光市医師会



15

周陽地区社会保険協議会



20

25